

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

経 総 第 2 3 号

令和3年7月9日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県経済商工観光部長

(公 印 省 略)

本県における新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

このことについては、令和3年6月14日(月)から8月31日(火)までリバウンド防止徹底期間として、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいるところですが、既団体所属の各事業者様におかれましては、別添により従業員の皆さまへ周知徹底いただきますとともに、特に下記事項について、ご留意いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、貴団体におかれましても、ホームページ上での周知など一層の働きかけをお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底を！

- 出勤前や活動等の都度、こまめに健康状態の把握に努めてください。
- 発熱等の症状のある場合は、出勤・外出を控えてください。(発熱等の症状を感じたら、ためらうことなく医療機関での受診をお願いします。)
- 手洗い・マスク着用を徹底してください。
- 職場でのクラスター発生を防ぐため、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底してください。(食事の時に大声を出さないなど飛沫の拡散防止に気をつけてください)
- 「職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」(内閣官房)を活用するなど、事業者として感染予防に積極的に取り組んでください。

クラスターが発生すると、事業所全体に大きな影響が生じます！

従業員一人ひとりが慎重な行動をとり、自分のみならず、家族や他の従業員の健康を守りましょう！

※ 本県におけるリバウンド防止対策の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

(リバウンド防止対策(6月14日から8月31日まで)の要請内容等)

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL : 022-211-2771